

株式会社 シケンを「くるみん」認定！

徳島労働局は、次世代育成支援対策推進法に基づく認定（通称：「くるみん認定」）企業として、株式会社シケンを令和2年8月24日付けで認定しました。

✿✿ 認定通知書交付式を行いました。



認定マーク
「くるみん」



令和2年9月28日、認定書交付式にて。写真左：島代表取締役社長（左）と日根局長。

取組の概要	
企業名	株式会社 シケン
所在地	小松島市
業種	医療業
労働者数	641人(男性408人、女性233人)
計画期間	平成27年4月1日～令和2年3月31日
行動計画の目標	<p>【目標①】 短時間勤務制度の対象となる子の年齢を「3歳未満」から「小学校就学前」へ拡充する。</p> <p>【目標②】 男性の育児参加を推進するため、育児休業制度の周知をする。 男性社員…期間内に1人以上取得すること。</p> <p>【目標③】 配偶者が出産する際の父親の特別休暇取得率を80%以上にする。</p> <p>【目標④】 所定外労働を削減するため、時短を促進する。</p>
目標に対する取組結果	<p>【目標①】 令和2年2月27日、育児休業規定改訂。</p> <p>【目標②】 対象男性社員に直接口頭で呼びかけて周知した。</p> <p>【目標③】 93.22% (配偶者出産者59人のうち特別休暇取得者55人)。</p> <p>【目標④】 社内通信にて、行動計画の周知と共に、社員に19時までの業務終了を目標として呼びかけた。</p>
その他主な認定基準達成状況	<p>○男性の育児休業取得状況(認定基準5) 配偶者が出産した男性労働者に占める育児休業等を取得した者及び育児休業等に類似した企業が講ずる育児目的の休暇制度を利用した者の割合が93.22%、かつ、育児休業等を取得した者が1人である。</p> <p>○女性の育児休業取得状況(認定基準6) 計画期間内の女性労働者の育児休業等取得率は100%である。</p> <p>○小学校就学前の子を育てる労働者のための措置(認定基準7) 小学校就学前までの子を養育する職員が利用できる育児短時間勤務、始業・終業時刻の繰り上げ・繰り下げに関する制度を講じている。</p> <p>○働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備(認定基準9) ・所定外労働の削減のための措置 全社配布の「経営指針書」にて所定外労働削減の目標と実績を明記し、削減に取り組んだ。 ・年次有給休暇の取得の促進のための措置 各部署で一覧表にして有給休暇取得状況を把握し、取得を促進している。</p>